

鳥取県告示第249号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧	
発起人の住所及び氏名	加入区の名称	漁船損害等補償法第113条第1項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	場 所	期 間
西伯郡大山町御来屋28-1 敦賀 亀義 西伯郡大山町御来屋92-11 灘本 雄一	大山加入区	鳥取県漁業協同組合	西伯郡大山町御来屋 1101 鳥取県漁業協同組合 御来屋支所	平成21年4月10 日から同月24日 まで
米子市淀江町淀江905-6 富山 司 米子市淀江町淀江690-38 浜辺 隆俊	淀江加入区	〃	米子市淀江町淀江 992-11 鳥取県漁業協同組合 淀江支所	〃